

一般廃棄物再生利用業指定証



大阪市指令環境事第1号
令和7年4月1日

住所（所在地）

大阪市住之江区新北島三丁目6番45号

氏名（名称及び代表者の氏名）

木材開発株式会社 代表取締役 正田 博

大阪市長 横山 英幸



廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条第2号又は第2条の3第2号の規定により、次のとおり再生利用業の指定をしたことを証する。

指 定 年 月 日	令 和 7 年 4 月 1 日	
指 定 番 号	第 1 1 6 9 号	
事業の範囲	業務の種別	取り扱う一般廃棄物の種類
	再生輸送業	木くず（剪定枝に限る） 以上1種類
再生利用の方法		チップ・紙・堆肥等への再生利用
取 引 関 係		取 引 先：大阪市内の排出者 再生輸送先：再生利用業（再生活用業）指定施設
指 定 期 限		令 和 9 年 3 月 31 日
指 定 条 件		①取り扱う一般廃棄物は、チップ・紙・堆肥等の原料となるものに限る。 ②事業の範囲を変更する場合は、事前に大阪市長に承認を得ること。 ③使用する運搬車両 ・なにわ133そ11 ・なにわ100は6538 ・なにわ100ふ2222 ・和泉130せ1166 ・和泉130な15